

2026年4月1日

職場環境の整備・教育規定

介護老人保健施設みかじま

1. 目的

安全な職場環境を提供できる体制を整え、施設の設備、備品類の管理・整備を図るとともに環境美化に努め消費物品全般の管理体制を整え、職員が意識を持てるよう働きかける。

2. 生産性向上委員会の開催日

定例委員会は原則少なくとも3ヶ月に1回開催する。

3. 構成・委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員長は事務長とする。
- (2) 施設役職者よりメンバーを構成する。

4. 職場環境の整備・教育の取り組み

- (1) 施設環境整備に関する事
- (2) 消耗品全般の管理に関する事
- (3) 各物品の消費量の把握に関する事
- (4) 主要設備類（車椅子・歩行器・シルバーカー等）管理、整備に関する事
- (5) 各委員会の研修・訓練開催の把握・調整に関する事

附則

平成26年4月1日制定

令和7年4月1日改定

令和8年4月1日改定